

新型コロナウイルス感染症の陰性証明書に関して

昨今の新型コロナウイルスの流行に伴い、皆さま多大なる不安を抱えておられることと存じます。新型コロナウイルスに感染しているのではないかと心配される方もいらっしゃるかと推察いたしますが、**当院では陰性証明書は発行していません。**

新型コロナウイルスの PCR の感度は 70%程度と低く、たとえ結果が陰性でも感染していないことの証明にはなりません。

従って、感染していないことを証明する目的での PCR 検査は行う意義が乏しいため、当院では行っておらず、同時に、陰性証明書も発行できませんので、ご理解のほど宜しくお願い致します。

※例外として、ビジネス目的の渡航に際し、渡航先の国より入国および滞在に関して PCR 検査での陰性結果証明を要求される場合に限り、自費で PCR 検査および結果報告書を記載しております。詳細は、本文書 2 ページ目以降および奈良県立医科大学感染症センターのホームページ (<https://www.naramed-u.ac.jp/cid/index.html>) をご参照下さい。

→ 現在渡航前 PCR の受付を停止しております。ご了承下さい。

なお、新型コロナウイルスに感染し、回復された方に対しても、職場復帰されるに際しての陰性証明書や治癒証明書は発行していません。

「新型コロナウイルス情報 企業と個人に求められる対策 作成 日本渡航医学会 産業保健委員会 日本産業衛生学会 海外勤務健康管理研究会 作成日：2020 年 4 月 20 日」でも

「復帰する社員が医療機関に「陰性証明書や治癒証明書」の発行を求めたり、会社が復帰する社員に「陰性証明書や治癒証明書」の提出を指示するなど、診療に過剰な負担がかかる要求は行わないこと。」と記載されており、また、厚生労働省新型コロナウイルス感染症 対策推進本部より提示されている「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 18 条に規定する就業制限の解除に関する取扱いについて（令和 2 年 5 月 1 日付）」にも「就業制限の解除については、医療保健関係者による健康状態の確認を経て行われるものであるため、解除された後に職場等で勤務を開始するに当たり、職場等に証明を提出する必要はない。」と記載されております。

もし職場で陰性証明書や治癒証明書の提示を求められた場合は職場から直接、帰国者・接触者相談センターあるいは最寄りの保健所にお問い合わせいただくようご返答いただけましたら幸いです。

ご理解いただけますよう宜しくお願い申し上げます。

2020 年 7 月
奈良県立医科大学附属病院
病院長 吉川 公彦

感染者数増大に伴い、渡航前PCRの受付を停止しております。 ご了承下さい。

ビジネス渡航における新型コロナウイルスの PCR 検査を希望される方へ

ビジネス渡航における新型コロナウイルス(SARS-CoV-2)のPCR検査について

現在、多くの国がビジネス目的で入国する旅行者に対して新型コロナウイルスのリスク評価に関する診断書の提出を求めており、一部の国はPCR検査の陰性証明書を要求しています。奈良県立医科大学海外渡航者外来ではPCR検査の実施ならびに陰性証明書の発行に対応しております。

※当院では新型コロナウイルスのPCR検査は行っておりますが、抗原検査は行っておりません。

奈良県立医科大学で新型コロナウイルスPCR検査陰性証明書発行の条件

以下の①～④のすべてを満たしていることが条件となります。

- ① ビジネス目的の渡航である
- ② 渡航先の政府等公的機関が「新型コロナウイルスPCR陰性証明書」を入国審査の要件として要求している
- ③ 奈良県に在住しているか、奈良県内に勤務地がある
- ④ 渡航国・渡航日が決定している

奈良県立医科大学での新型コロナウイルスPCR検査対応時間

・海外渡航者外来の受診として対応するため、**完全予約制（要事前予約）**となっています。当日のご予約は受け付けておりませんのでご注意ください。

・診察時間は**毎週月曜・木曜の14時30分**です。各日1組(1人～1核家族)のみとなります。

(※祝日は施行していません。)

・**ご予約はお電話のみでの受付**となります。説明文書中の予約取得方法に従ってご連絡下さい。

・あらかじめ**渡航先の国の渡航条件**（出発前〇時間以内の検査、あるいは出発前〇時間以内に発行された陰性証明書を持参、など）**をご確認いただいた上で予約取得**下さい。渡航規定は頻繁に変更されますのでご注意ください。

本文書3ページ目以降の説明文書（奈良県立医科大学 感染症センターのホームページ※にも掲載しています。）に予約に際してご準備いただくこと、注意点、当日ご持参いただくものなどを記載していますので、必ずご確認ください。

※奈良県立医科大学 感染症センター ホームページ

<https://www.naramed-u.ac.jp/cid/index.html>

ビジネス渡航における新型コロナウイルスPCR検査に関する説明

新型コロナウイルスPCR検査診断書発行までの流れ

1. 予約取得

- ・海外渡航者外来の受診として対応するため、完全予約制（要事前予約）となっています。
- ・月曜・木曜の14時30分です。各日1組(1人～1核家族)まで。
- ・あらかじめ渡航先の国の渡航条件（出発前〇時間以内の検査、あるいは出発前〇時間以内に発行された陰性証明書を持参、など）をご確認いただいた上で予約取得下さい。
- ・予約は電話でのみお受けしております。
- ・Tel: 0744-22-3051(大学代表) から「海外渡航者外来予約担当」とお伝えください。
予約電話対応時間は平日午前9時～午後4時です。

2. 来院までにご準備いただくこと（重要）

- ・渡航規定は頻繁に変更されます。渡航先の国の渡航条件（出発前〇時間以内の検査、あるいは出発前〇時間以内に発行された陰性証明書を持参、など）を再度ご確認ください。
※経由便を利用される方は、経由地でも陰性証明書の掲示、あるいは提出を求められることがありますので、陰性証明書の必要部数を必ずご確認ください。
- ・渡航国が指定する診断書の書式の有無をご確認ください。
指定された診断書の書式がある場合、来院前日までの平日日中（月～金、9時～16時）にメールあるいはFAXにて書類を送って下さい。
メールアドレス： kaigaitoko@naramed-u.ac.jp
FAX : 0742-24-9212
※メール・FAXでは予約のお問い合わせやご質問は受け付けておりませんのでご注意ください。
- ・乗り継ぎ便を利用される場合、経由国でも陰性証明書の提出を求められる場合があります。
経由国でも提出が必要か、来院前にご確認ください。
- ・「ビジネス渡航用PCR検査 依頼状」に必要事項をご記入いただき、1回目の来院時に持参してください。

3. 1回目の来院：診察、PCR検査用鼻咽頭ぬぐい液採取

- ・当日にご持参・ご準備いただくもの
 - ・ビジネス渡航用PCR検査 依頼状（陰性証明書発行必要部数も記載してご持参下さい。）
 - ・パスポート
 - ・eチケットの控え
- ・1階の総合受付で受付をした後、予約時刻に感染制御内科の外来受付にお越し下さい。
- ・体調の確認を行い、PCR検査用の鼻咽腔ぬぐい液を採取します。
（PCR検査結果は翌日14時頃までに判明します。）
- ・先述の諸費用は1回目の来院時に会計にてお支払いいただきます。費用（次ページに記載）をご持参ください。

4. 2回目の来院：結果説明、診断書受け取り

・診断書の受け取りは1回目の来院翌日午後4時以降の以下の時間帯にお願いします。

月曜～金曜日の午前9時～午後5時の間、感染制御内科外来にて

※検体採取の翌日の場合は翌日の午後4時～午後5時の間のみとなります。

※診断書の郵送やメール配信は、取り扱っておりません。

※1回目の来院時に会計が済んでいる場合、直接感染制御内科外来受付にいらしてください。

新型コロナウイルスPCR検査陰性証明書発行の費用

以下のa)～c)の費用が合算されます。複数名いらっしゃる場合はお1人あたり下記費用が発生します。

a) 初回相談料 2,880円

b) 新型コロナウイルスPCR検査(SARS-CoV-2核酸検出検査)費用17,000円

c) 英文診断書料 1通あたり、5,130円

※診断書が複数になる場合、必要な部数分の診断書料が発生します。

例1. 経由国でも陰性証明書を求められる場合、経由国と最終目的国の2通が必要になります。

その場合、診断書料は2通分必要です。(2880円+17000円+5130円×2=30140円)

例2. 航空会社からも渡航可能かどうかの診断書(Fit to fly)を求められる場合があります。

その場合、航空会社用の診断書と渡航国用の陰性証明書の2通分の診断書料が必要です。

(2880円+17000円+5130円×2=30140円)

注意事項とお願い

① PCR検査は100%ウイルスの存在を確定できるものではありません。陰性証明書は新型コロナウイルスPCR検査の結果が陰性であることを証明するもので、新型コロナウイルスの感染を否定するものではありません。従って、結果が陰性であっても「新しい生活様式」*の順守が必要です。

*新しい生活様式：外出控え、密集回避、密接回避、密閉回避、換気、咳エチケット、手洗い

② 検査体制には細心の注意を払っていますが、一定の割合で検査にエラーが生じることがあり、陰性証明書の発行が遅れる場合があります。その場合においても、受診者様に発生した金銭的・時間的な損害（航空券が無効になる、あるいは次の航空便まで長時間渡航が遅れるなど）の補償はできませんので、ご了承ください。

③ 本証明書を持参したとしても、入国が認められるかどうかは渡航予定国の専権事項となります。

本証明書は入国を保証するものではありません。

仮に、入国が認められなくても費用の補償などはできませんので、ご了承ください。

④ PCR検査の結果が陽性であった場合は、感染症法に基づき保健所に発生届を提出しますので、保健所の指示に従って下さい。

奈良県立医科大学附属病院 海外渡航者外来

2020年6月30日 第1版

2020年7月20日 第2版

2020年8月5日 第3版

2021年2月19日 第4版

2021年3月20日 第5版

2021年4月9日 第6版

ビジネス渡航用 PCR 検査 依頼状

依頼者	氏名	
	企業・団体名 (所属/職位)	
	企業・団体所在地	
	連絡先	電話 : メール :
	依頼日	年 月 日
検査希望者 (渡航者)	氏名	
	渡航国	
	渡航期間	年 月 日 ~ 年 月 日
	渡航国での滞在先の 住所 (郵便番号含む)	
陰性証明書必要発行部数		_____ 通